

## 船舶事故調査報告書

平成29年8月24日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成28年11月2日 17時50分ごろ
発生場所	青森県東通村尻屋岬港北東方沖 尻屋岬港尻屋東防波堤灯台から真方位065° 1,400m付近 (概位 北緯41° 24.9′ 東経141° 26.6′)
事故の概要	漁船第三十六旭丸 <sup>あさひ</sup> は、試運転中、浅所に乗り揚げた。
事故調査の経過	平成28年11月16日、主管調査官（仙台事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	漁船 第三十六旭丸、19トン AM2-5315（漁船登録番号）、個人所有 第212-10326号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特定
負傷者	なし
損傷	船底部外板に破口及び凹損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南西、風力 4、視界 良好 海象：波高 約1.2m、潮汐 下げ潮の初期
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、機関修理業者1人及び友人1人を乗せ、東通村野牛漁港<sup>のうし</sup>を出港して北東進しながら試運転を行っていたところ、電源が喪失した。</p> <p>本船は、船長が、一旦停船させ、約5～10分後電源を復旧させることができたので航行を再開し、操舵室内で電源復旧後の対処を行っていたところ、陸岸付近の浅所に乗り揚げた。</p> <p>船長は、約4～5年間使用されていなかった本船を中古で購入し、電気系統の修理を行った後に試運転を行っていた。</p> <p>船長は、本船が航行を再開した際、電源が喪失したことで気が動転しており、一旦停船させたときと同じ方向を向いていると思い、舵中央の状態に進ませた。</p>
分析	本船は、電源を復旧させて舵中央の状態で行った際、船長が、操舵室内で電源復旧後の対処を行って船首方の見張りを行っていなかったことから、陸岸に向かって航行していることに気付かず、陸岸付近の浅所に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、電源を復旧させて舵中央の状態で行った際、船長が、操舵室内で電源復旧後の対処を行って船首方の見張りを行っていなかったため、陸岸に向かって航行していることに気付かず、陸岸付近の浅所に乗り揚げたものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考え

	<p>られる。</p>
--	-------------

- ・ 常時適切な見張りを行うこと。